

# 第 180 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令 和 2 年 7 月 1 0 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第180回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和2年7月10日(金) 午後2時6分

2. 閉会年月日 令和2年7月10日(金) 午後2時22分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

### 4. 出席委員(9人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理 欠席

委員 1番 工藤信仁

3番 赤石敏文

4番 佐々木一雄

7番 山田憲幸

8番 三浦恵美子

10番 坂本誠治

12番 蹴揚福男

14番 石橋薫

### 5. 欠席委員(7人)

欠席者 2番 川守田雄一

5番 梅内勝治

6番 坂本重悦

11番 滝田信彦

13番 河守田雄一

15番 松村民夫

16番 堀内重男

### 6. 会議書記

事務局長 夏堀勝徳

主幹 小田原孝治

総括主査 佐藤弓孔

### 7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第2号 農用地利用配分計画の認可について

日程第5 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立    ・礼    ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>3 番 赤石 敏文 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 180 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、2 番川守田委員、5 番梅内委員、6 番坂本委員、11 番滝田委員、13 番河守田委員、15 番松村委員、16 番堀内委員の 7 名より欠席の旨の連絡がありましたのでご報告します。</p> <p>出席委員は 16 名中 <u>9</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第 180 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 06 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>3 番 赤石 敏文 委員</p> <p>4 番 佐々木 一雄 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 2 号「農用地利用配分計画の認可について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第 2 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可を県知事より受理したので報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の認可の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 4 月 20 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、賃借料の総額は 22,500 円、年額にして 4,500 円であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 11 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>石橋 薫 調査員</p>
石橋調査員	<p>14 番 石橋から説明いたします。</p> <p>去る 7 月 2 日、田中農地利用最適化推進委員と南部分庁舎 3 階第 1 会議室において、議案第 11 号及び議案第 12 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 11 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番及び番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p>

石橋調査員	<p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第11号について、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
議長	<p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第12号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は4件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>石橋 薫 調査員</p>
石橋調査員	<p>議案第12号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が自己駐車場を整備し利用するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番から番号4番の申請理由は、譲受人が太陽光発電所を建築し売電するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>

<p>議 長</p> <p>小田原主幹</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>小田原主幹</p> <p>議案第 12 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部分庁舎から東に約 450 m の距離に位置し、申請地の東西側及び北側は宅地、南側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「上下水道の 2 種類が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設又は公共施設のある区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 番から番号 4 番の申請地の位置ですが、名川・剣吉地区で、南部町医療センターから北に約 2.7 km の距離に位置し、申請地の周囲は山林及び原野となっています。</p> <p>譲受人は、太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設置するものです。</p> <p>申請地の位置は事業計画用地全体の一面であり、他の土地では代替できないことから当該農地の申請はやむを得ないと認められます。</p> <p>農地区分については、周囲を山林に囲まれた「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することができる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p> <p>議 長</p> <p>議案第 12 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議 長</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 12 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
-----------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 13 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、10 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 7,583 円です。</p> <p>番号 3 番から番号 5 番の利用目的は田、期間は 9 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,641 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は畑、期間は 9 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,026 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 13 号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 180 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 22 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・ 起立      ・ 礼      ・ 直れ      ・ 着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年7月10日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員